

第十一条の二の次に次の二条を加える。

要約書の補正の期間

第十一条の二の一 特許法第十七条の三の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日（同法第四十三条第一項、第四十三条第二項、第四十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。以下「優先日」という。）から一年四月（特許出願（同法第二百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。）の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願公開の請求があつた後の期間を除き、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた同法第二百八十四条の四第一項の外国語特許出願であつて国際公開がされているものの願書に添付された要約書を補正する場合にあつては出願審査の請求があつた後の期間を除く。）とする。

第十一条の二の三 特許法第十七条

当該各号に定める期間とする。

特許出願（特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願を除く。）について、同法第十七条の四の規定により同法第四十一条、第三条第四項に規定する書面又は同法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十四条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下これら書面を「優先権主張書面」という。）について補正をする場合、優先日（優先権主張書面について補正することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四ヶ月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願（特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願を除く。）について、同法第十七条の四の規定により同法第四十一条、第三条第四項に規定する書面又は同法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十四条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下これら書面を「優先権主張書面」という。）について補正をする場合、優先日（優先権主張書面について補正することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四ヶ月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

定による特許出願について、同法第十七条の四の規定により優先権主張書面について補正をする場合、優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るものとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るものとの出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録出願に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願の日から一年の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

第十一條の四中〔様式第六十一の二〕を〔様式第六十一の二〕に改める。
第十三條第三項中「対し」の下に「特許異議の申立て又は」を加え、「再審又は」を「再審若しくは」に改め、「後その」の下に「申立て又は」を加え、「審判の番号、再審の番号」を「特許異議、審判の番号、再審の番号」に改める。

「第十三条の三第一項第五号中〔同法〕の下に〔第一百二十条の五第九項又は〕を〔含む。〕」の下に「同法第二百二十条の五第二項たゞし書」を加える。

第十四条第二項中「第七十一条第三項」の下に「第一百二十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一項から第三項」を「第二項から第四項」に改め。

第十六条第二項中「第一百三十三条第三項（同法第七十一条第三項）の下に「第一百二十条の五第九項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第二百二十条の八第一項（同法第七百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一項から第三項」を「第一項から第四項」に改め「第一百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項）の下に「第一百二十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十八条第四項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三第二項」に改める

第二十七条の三第一項第三号中「第一百七十四条第一項」を「第一百七十四条第二項」に改める。